

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年2月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700117 号

厚生局事案番号 : 北海道（国）第 1700013 号

第1 結論

平成9年7月から平成 10 年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年7月から平成 10 年3月まで

請求期間は、会社を辞めた後、A市 a 区役所で国民年金の加入手続を行い、送付された納付書により銀行で国民年金保険料を納付していた期間であるが、年金記録によると、保険料未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、納付書により、毎月、B銀行 b 支店（現在は、C銀行 b 支店）で納付していたと思う旨陳述しているが、C銀行 b 支店は、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間における同保険料の納付について確認することができない。

また、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿を確認したものの、請求期間の国民年金保険料については、オンライン記録と同様、未納と記録されている。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700115 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700051 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から昭和 37 年 11 月 1 日まで

請求期間は、自衛隊 C 駐屯地第 *P X 内の食堂に勤務し、ホール係及び調理補助をしていましたが、年金記録によると、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の陳述内容及び防衛省共済組合 C 支部の回答から判断すると、請求者が勤務していたとする食堂は、A 事業所が経営する D 食堂であったことが認められるとともに、同僚の陳述及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、同食堂に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、D 食堂の経営を引き継いだ B 事業所の現在の事業主は、「当時の資料はなく、以前の事業主も亡くなっているため、当時のことは何も分からぬ。」と回答している。

また、請求者が名前を挙げた当時の同僚 5 人のうち 1 人は、「当時の事業主の弟である私の父が D 食堂の経営を任せていた。私は、高等学校を卒業する以前から食堂を手伝っており、その後、正社員として勤務を始めたものの、当初は厚生年金保険に加入しておらず、しばらくしてから加入させてもらった。食堂に勤めていた全ての従業員が厚生年金保険に加入できる訳ではなかったと思う。」と陳述しているところ、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該同僚は、自身が正社員として勤務を開始したと記憶している時期から約 1 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、請求者が名前を挙げた他の同僚 4 人については、請求期間に厚生年金保険の被保険者であった記録がなく、個人を特定することもできない。

さらに、A 事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間に厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できる 9 人のうち、請求者が名前を挙げた上述の同僚を除く 8 人（当時の事業主及び D 食堂の経営を任せていたとされる同人の弟を含む。）は、いずれも死亡又は所在不明であることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料を得ることができない。

加えて、A 事業所に係る被保険者名簿に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。